

本庄第一中学校学則

学校法人 塩原学園

本庄第一中学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施し、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、本庄第一中学校という。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県本庄市仁手2167番1に置く。

第2章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第4条 本校の学級編成及び収容定員は、次のとおりとする。

収容定員 240名（男女）

学級編成 各学年2学級 1学級40名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次とおりにする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 7月21日から8月24日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

(7) 学園創立記念日 6月4日

(8) 埼玉県民の日 11月14日

- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があるとき、もしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考の上、校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、速やかに本校所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

(転学)

第14条 他の中学校から本校への転入学を希望する生徒があるときは、校長は教育上支障がない限り、選考の上、転学を許可することができる。

- 2 生徒が他の中学校へ転学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

- 2 生徒が病気その他やむを得ない理由により7日以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と保証人連署の上、医師の診断書等を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第18条 留学に関する事項は、別に定める「留学に関する規程」並びに「特別留学生受け入れに関する規程」による。

(出席停止)

第19条 校長は、生徒が伝染病にかかり、又はその恐れがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第20条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することができる。

(身上事項の異動の届出)

第21条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び授業時数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第23条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(学業成績の通知)

第24条 学業成績は、学期末又は適当なときに保護者に通知する。

(進級及び卒業)

第25条 進学及び卒業は、学業成績を基礎とし、職員会議の意見を聴いて、校長が認定する。

- 2 本校を卒業し、本庄第一高等学校に入学を希望する者は、別に定める「内部進学規程」により選考し、職員会議の意見を聴いて、校長が推薦する。ただし、推薦は卒業年度に限り受けることができるものとする。

(卒業証書)

第26条 前条第1項により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第27条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第28条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教頭 | 1名 |
| (3) 教諭 | 6名以上 |
| (4) 養護教諭 | 1名 |
| (5) 講師 | 若干名 |
| (6) 事務職員 | 1名以上 |
| (7) 学校医 | 1名 |
| (8) 学校歯科医 | 1名 |
| (9) 学校薬剤師 | 1名 |

- 2 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。又、教頭は、校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 授業料、入学金及び入学検定料等

(授業料、入学金及び入学検定料)

第29条 本校の授業料、入学金及び入学検定料等は次のとおりとする。

入学金	220,000円
入学時施設設備費	50,000円
授業料(月額)	26,000円
施設設備費(月額)	8,000円
冷暖房費(月額)	500円
入学検定料	22,000円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学をしたときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 4 校長は、正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることができる。
- 5 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料等は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

第8章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 校長は、成績、性行ともに優れ、他の模範となる者及び精勤者を褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 生徒が、学則その他本校の定める諸規程を守らず、その本分に反する行為があったときは懲戒処分を行う。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒は、訓告及び退学とし、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当の理由がなくて出席できない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 雑 則

(雑 則)

第32条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1. この学則は平成28年4月1日から施行する。

2. 第4条の規定に係らず、平成28年度及び平成29年度の収容定員は次のとおりとする。

年度	1学年	2学年	3学年	計
平成28年度	80名	0名	0名	80名
平成29年度	80名	80名	0名	160名

附則 この学則は平成29年4月1日から施行する。

附則 この学則は平成30年4月1日から施行する。

附則 この学則は平成31年4月1日から施行する。

附則 この学則は令和2年4月1日から施行する。

附則 この学則は令和6年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

教 育 課 程 表（平成29・30年度入学生）

教科		学年	1 学年	2 学年	3 学年
			授業時数	授業時数	授業時数
各教科の 授業時数	国 語		1 7 5	1 7 5	1 7 5
	社 会		1 0 5	1 0 5	1 4 0
	数 学		1 7 5	1 7 5	1 7 5
	理 科		1 0 5	1 4 0	1 4 0
	音 楽		5 2	3 5	3 5
	美 術		5 2	3 5	3 5
	保 健 体 育		1 0 5	1 0 5	1 0 5
	技 術 ・ 家 庭		7 0	7 0	3 5
	外国語（英語）		1 9 2	1 9 2	1 9 2
特別の教科である道徳の授業時数			3 5	3 5	3 5
総合的な学習の時間の授業時数			7 0	7 0	7 0
特別活動の授業時数			3 5	3 5	3 5
総 授 業 時 数			1 1 7 1	1 1 7 2	1 1 7 2

備考

この表の授業時数の一単位時間は五十分とする。

別表（第22条関係）

教育課程表（平成31年度以降の入学生）

教科		学年	1学年	2学年	3学年
			授業時数	授業時数	授業時数
各教科の 授業時数	国語		140	140	140
	社会		105	105	140
	数学		140	140	140
	理科		105	140	140
	音楽		53	35	35
	美術		52	35	35
	保健体育		105	105	105
	技術・家庭		70	70	35
	外国語（英語）		140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数			35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70
特別活動の授業時数			35	35	35
総授業時数			1050	1050	1050

備考

この表の授業時数の一単位時間は五十分とする。

別表（第22条関係）

教 育 課 程 表（令和6年度以降）

教科		学年	1 学年	2 学年	3 学年
			授業時数	授業時数	授業時数
各教科の 授業時数	国 語		1 5 6	1 5 6	1 5 6
	社 会		1 1 7	1 1 7	1 5 6
	数 学		1 5 6	1 5 6	1 5 6
	理 科		1 1 7	1 5 6	1 5 6
	音 楽		5 9	3 9	3 9
	美 術		5 8	3 9	3 9
	保 健 体 育		1 1 7	1 1 7	1 1 7
	技 術 ・ 家 庭		7 8	7 8	3 9
	外国語（英語）		1 5 6	1 5 6	1 5 6
特別の教科である道徳の授業時数			3 9	3 9	3 9
総合的な学習の時間の授業時数			7 8	7 8	7 8
特別活動の授業時数			3 9	3 9	3 9
総 授 業 時 数			1 1 7 0	1 1 7 0	1 1 7 0

備考

この表の授業時数の一単位時間は四十五分とする。